

石岡台地 だより

石岡台地土地改良区
石岡台地土地改良事業推進協議会

理事長 島田 幸三
会 長

茨城県石岡市貝地二丁目5番5号
電話（代表）0299-22-2010



県単事業による完成した志筑地区ほ場（ドローンによる撮影画像）

も く じ

- ・ 理事長挨拶 P 2
- ・ 第75回通常総代会について P 3
- ・ 令和5年度予算及び令和3年度決算について P 4
- ・ 令和5年度主な補助事業の実施について P 5
- ・ 石岡台地トピックス P 6
- ・ 賦課徴収課からのお知らせ P 7、8



多面的機能支払交付金による植栽の様子

いしおか

石岡台地土地改良区理事長
石岡台地土地改良事業推進協議会会長

島田 幸三



師走の候、組合員並びに関係機関の皆様におかれましては、益々のご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より石岡台地土地改良区の業務運営、並びに事業推進に対して、ご理解、ご支援を賜りまして、心より厚く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスに対する

規制が緩和される中、世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻に引き続き、イスラエル、ハマスの武力紛争の勃発と世界的に情勢不安となり、エネルギーと食料の安定供給に影を落としております。

また日本国内においては、エネルギーを含む資材の高騰など、農業を取り巻く環境が厳しくなる中、今年の夏は猛暑、少雨が長く続いたことから、各地区からの用水の増量要請に对应べく異例の用水時間の延長を行いました。電気料金が増加するといった厳しい環境ではありますが、これからも組合員の要望に对应べく業務執行に努めてまいります。

そして、昨年は高騰する機場等の電気料金に対し県市町から石岡台地及び各維持管理組合に

補助をいただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。引き続き今年度も要望してまいります。

例年石岡台地では、県・市町と連携し畑地の整備を進めております。県営畑総事業小岩戸地区(23ha)の整備が2年目を迎えるほか、かすみがうら市において、昨年度石岡台地がほ場整備を実施した畑に農業参入した法人の梨栽培(4ha)が始まりました。今年度も隣接する3haの畑地のほ場整備の実施に加え新たな地区の説明会を進めております。

次に、最も重要な懸案事項である老朽化した国営施設の更新問題ですが、引き続き国、県に要望し協議をつづけて、速やかに更新事業が実施できるよう進めてまいります。

また、総代・役員改選を令和6年4月に予定しており、これから総代選挙に向けて手続きを進めてまいりますのでご協力方よろしくお願いいたします。

結びに、石岡台地土地改良区は組合員の期待に添えるよう、役職員一同職務に邁進してまいりますので今後とも一層のお力添えをお願い申し上げます。あいさついたします。



第75回通常総代会を開催

- 議案第 1号 役員の補欠選任案議決について
議案第 2号 不納欠損処理(案)の議決について
議案第 3号 令和3年度事業報告・財産目録及び会計(一般・特別)収入支出決算の議決について
議案第 4号 令和4年度事業計画・一般会計収入支出補正予算等専決報告の承認について
議案第 5号 令和5年度事業計画(案)の議決について
議案第 6号 令和5年度賦課徴収額及び納入期日(案)、並びに地区除外決済金算定基準(案)の議決について
議案第 7号 令和5年度一般会計収入支出予算(案)の議決について
議案第 8号 令和5年度農業基盤整備資金借入(案)の議決について
議案第 9号 令和5年度現金保管に関する金融機関指定(案)の議決について
- 報告第 1号 滞納処分の経過報告について
報告第 2号 畑地整備推進状況について
報告第 3号 女性理事登用の推進について



第75回通常総代会

令和5年3月28日(火)四季文化館みのりホールにおいて第75回通常総代会を開催しました。コロナ禍の中、2年ぶりに総代の皆様の出席を得て執り行われ、総代数78名中59名の出席と書面議決による出席者4名の出席をいただき、議長には、かすみがうら市の田崎総代を選出し、令和5年度事業計画及び一般会計収入支出予算を含めた議案9件、報告事項3件を慎重審議の結果、原案どおり承認可決されました。

また、議案第1号では役員の退任に伴う補欠選任投票が実施され、小美玉市の村山尚武氏が選任されました。任期は前任者の残任期間となり令和6年5月30日までとなります。



任期満了に伴う総代選挙のお知らせ

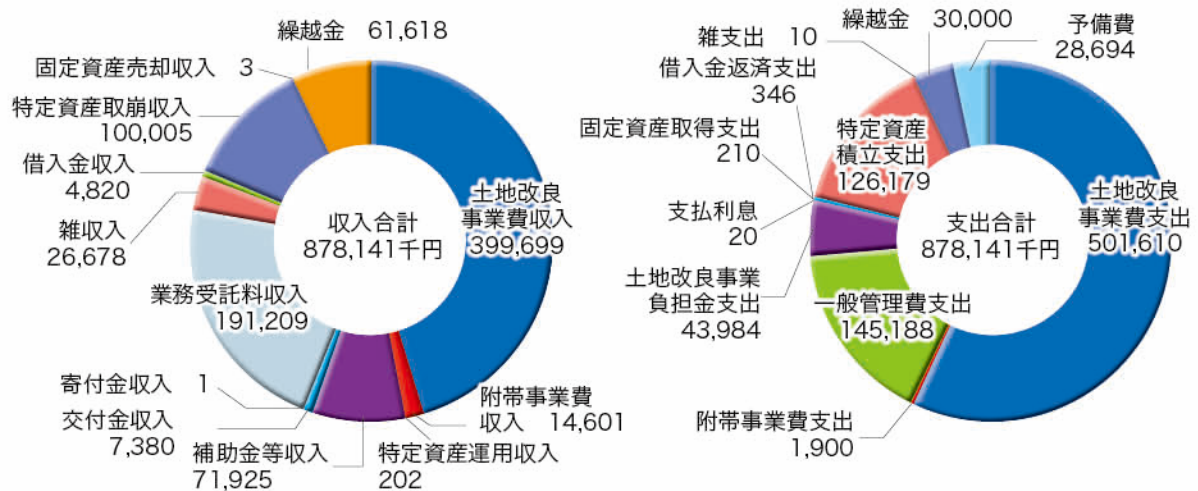
令和6年4月26日に任期満了を迎え、それに伴う総代選挙を令和6年4月前半に予定しております。前回から土地改良法改正に伴い選挙の実施方法が変更となっておりますので詳細につきましては、ホームページ等でお知らせいたします。次期総代の任期は令和6年4月27日から令和10年4月26日までとなります。

令和5年度予算及び令和3年度決算について

令和5年度予算 一般会計

土地改良法の一部改正により、令和4年度より会計方式が単式簿記から複式簿記へ変更となりました。それに伴い5特別会計が一般会計に統合され、地区施設管理特別会計については石岡台地地区維持管理組合運営協議会へ移行しました。

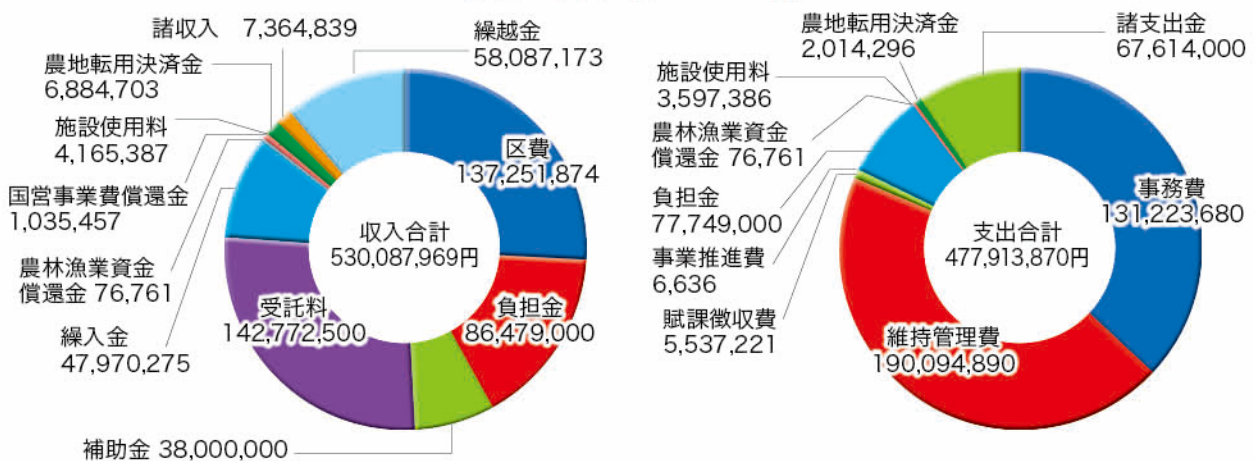
(単位：千円)



経常賦課金：4,000円/10a 6月賦課

令和3年度決算 一般会計

(単位：円)



その他特別会計決算

(単位：円)

会計名	収入決算額	支出決算額	次年度繰越額	摘要
地区施設管理	490,828,685	199,709,345	291,119,340	
維持管理適正化事業	42,466,000	42,466,000	0	
土地改良事業	28,115,533	23,229,347	4,886,186	
経営体育成基盤整備事業	18,654,359	14,862,955	3,791,404	
畑地帯総合整備事業	69,694,938	62,702,872	6,992,066	
積立金	798,155,812	50,582,522	747,573,290	

令和5年度 主な補助事業の実施について

(1) 基幹水利施設管理受託事業 事業費 179,000千円

電気料・整備補修費等(国営第1・2・3揚水機場)

(2) 水利施設管理強化事業 事業費 52,328千円

電気料・整備補修等(支線機場、分水工付帯工等)

(3) 土地改良施設維持管理適正化事業 事業費 10,500千円

揚水機場更新(巴川流域第7機場)、排水路護床工事(小川地区第3工区)

(4) 県単土地改良事業 事業費 26,426千円

恋瀬川上流第3-3地区、志筑地区第2期

(5) 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金)

地区の維持管理補修・環境整備(事務受託68地区)

(6) 県営畑地帯総合整備事業

区画整理・農道・用水施設整備(小岩戸地区)

(7) 県営経営体育成基盤整備事業

暗渠排水工・農業用用水施設の整備(倉敷・与沢地区、梶無地区第1工区)

(8) 農地耕作条件改善事業 事業費 4,959千円

暗渠排水工・農業用用水施設の整備(かすみがうら市)



基幹水利受託事業による揚水ポンプの点検整備



水利施設管理強化事業による電動弁の更新



多面的機能支払交付金による水路の草刈り作業



県単事業によるポンプ及び電動機の更新

石岡台地トピックス

県単事業(農業基盤整備促進事業)を活用した『志筑地区第1期』が完成しました。

志筑地区(かすみがうら市)では、担い手不足により畑地の耕作放棄地化が進んでおり、担い手の発掘又は誘致、農業用水の確保(かんがい施設)が課題でした。

茨城県は、株式会社ファーマインド(本社・東京都千代田区)による、果樹の生産の拡大意向を受け、県、かすみがうら市、石岡台地土地改良区が合同で、県単事業を活用したほ場整備を行いました。それに合わせて、株式会社ファーマインドは、農業法人・株式会社ファーマインド茨城農園をかすみがうら市に立ち上げました。



志筑地区ほ場の従前の様子
(雑木が生えた、耕作放棄地が多い)



重機による、ほ場整備が始まった様子



ほ場整備が完了し、一部に梨棚の建設が始まった様子

志筑地区第1期(受益面積4.2ha)は、畑地かんがいを利用した梨による高収益作物の生産拡大に取り組んでいます。



完成した梨棚と植え付けられた梨の苗木の様子

令和5年度 志筑地区第2期の様子



令和5年9月、志筑地区第2期のほ場整備が始まりました。

賦課徴収課からのお知らせ

納入は口座振替が便利でお勧めです

現金で納入する手間が省けて納入忘れも防ぐことができる、便利で手数料もかからない口座振替(自動引落)をご利用ください。(口座振替依頼書は当土地改良区にあります)

口座振替領収証は原則発行しませんので、納入額は口座振替の預金通帳でご確認ください。

なお、発行を希望される方には個別に対応いたします。

取扱金融機関

- ◎新ひたち野農協 ◎やさと農協 ◎水郷つくば農協 ◎水戸農協
- ◎常陸農協 ◎ほこた農協 ◎なめがたしおさい農協(玉造支店のみ)
- ◎常陽銀行 ◎筑波銀行 ◎水戸信用金庫 ◎茨城県信用組合 ◎ゆうちょ銀行

期限内に納入しましょう

経常賦課金を期限内に納入されない場合は督促状を送付し、督促手数料及び延滞金が加算されることとなりますので、ご注意ください。

また、「督促状」、「催告状」が送付されても納入されない場合は、納入の意思がないと判断し、当土地改良区との委託契約に基づき弁護士法人エジソン法律事務所による債権回収及び土地改良法第39条第5項による「滞納処分(差押え)」を行うことがございますので、期限内に納入されるようお願いいたします。

農地を転用するときは決済金の納入が必要です！

土地改良区受益地の農地を農地以外に転用するときは、土地改良法第42条(権利義務の承継及び決済)により申請並びに地区除外決済金の納入(意見書交付時)が義務づけられています。

この決済金は、農地転用により土地改良区全体の農地が減少し、維持管理に必要な組合員の賦課金が急激な加重負担にならないよう、負担の公平を図るため納めていただくものです。

公共事業用地(国・県・市町の道路用地等)として買収される場合なども、同様に地区除外決済金の納入が必要となります。公共事業により農地転用するときは、事業主体と十分に協議のうえ、必ずどちらかが当土地改良区へ申請してください。

組合員の資格に異動があったときは届け出が必要です！

しかくとくそら
資格得喪通知書の提出が必要なとき

- 農地の売買、贈与、交換等で名義変更したとき
- 農地を賃貸借契約または解約したとき
- 組合員が亡くなられたとき
- 農業者年金受給または老齢等により経営を委譲したとき
- 住所を変更したとき

※資格得喪通知書は、当土地改良区窓口またはホームページからダウンロードもできますのでご活用ください。

※納入通知書は3月1日までの届出により作成しておりますので、その後の支払いについては当事者間で調整してください。翌年度より新資格者あてに送付いたします。

※公共機関（法務局、市、町、農業委員会）での手続きが完了しても、土地改良区へ届け出をしなければ変更されません。必ず当土地改良区へ届け出してください。

※売買等により滞納金のある農地を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の承継及び決済）により、新しい権利者に納入義務が生じますので、農地を取得するときは滞納があるか、必ず当土地改良区へお問い合わせください。

賦課金について

経常賦課金は土地改良法第36条第1項（経費の賦課）により、土地改良事業を実施した受益地に賦課するもので、これから新たに施設を造成するための「負担金」や水を使うための「水利費」ではなく、土地改良事業で造成した農業用水施設を将来に亘って維持・管理していくための「維持管理費」となります。

そのため、何らかの理由により耕作しなくなった場合でも賦課金は、今までに整備された「農業用水施設」を維持管理するためのものとして徴収されることとなりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。



石岡台地土地改良区 〒315-0015 茨城県石岡市貝地二丁目5番5号
Tel.0299-22-2010 Fax.0299-22-2019 <https://www.ishiokadaichi.jp/>
中央管理所（配水期間中4月21日～8月31日）駐在
茨城県小美玉市中延2219 Tel.0299-58-1468